

議事日程(第4号)

平成23年6月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件
日程第2 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第3 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正
について
日程第4 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
日程第7 発議第3号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書
日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件
日程第2 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第3 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正
について
日程第4 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
日程第7 発議第3号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書
日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

出席議員(16名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |
| 6番 池田 堯君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	野中	康弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	間	省二君	政策推進課長	森	弘道君
建設管理課長	芥田	秀則君	農業委員会事務局長	松木	成己君
産業振興課長	長町	信幸君	会計管理者兼会計課長	原田	博樹君
町民生活課長	三浦	敏君	健康福祉課長	井上	敏郎君
税務課長	田中	義基君	上下水道課長	森	俊彦君
教育総務課長	黒水	日出夫君	社会教育課長	三嶋	俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

6月10日、一般質問終了後、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました議案につきまして、報告2件は既に報告を受け、議案につきましては特別委員会及び各常任委員会にその審査を付託され審査を終えたところです。新たに農業委員会委員の推薦1件、議員発議による意見書1件のほか、初日に報告受けました報告第1号について※改正請求書が提出されましたので、本日の日程に追加することで出席委員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。

※後段に訂正あり

以上でございます。（発言する者あり）

済みません、訂正いたします。報告第1号について、改正と言ったそうでございます。そこを訂正して訂正請求書が提出されましたということで変更いたします。

以上でございます。

- 議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、3件を追加し、お手元にお配りいたしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件

- 議長（山本 隆俊） 日程第1、平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件を議題といたします。

平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の理由を求めます。町長。

- 町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。報告第1号平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についての訂正理由を申し上げます。

保育園整備事業外19件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製し御報告申し上げたところでございますが、財源内訳の計数に一部誤りがありましたので、繰越計算書の訂正を行うものでございます。

- 議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

- 政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。報告第1号平成22年度高鍋町一般会計繰越計算についての訂正部分について詳細説明を申し上げます。

町長が御説明申し上げましたが、2事業につきまして繰越計算書の財源内訳の訂正をお願い申し上げるものでございます。

土木費の町単独道路改良事業につきましては、きめ細やかな臨時交付金で、教育費の町立図書館整備事業につきましては、住民生活に光をそそぐ臨時交付金で行う事業であります。2事業とも国庫支出金の財源充当額を誤っておりました。7行目の町単独道路改良事業につきましては、国庫支出金1,243万7,000円を1,917万9,000円に、一般財源1,496万5,536円を822万3,536円に、裏面になりますが、5行目の町立図書館整備事業につきましては、国庫支出金116万5,000円を240万6,000円に、一般財源359万9,000円を235万8,000円にそれぞれ訂正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議長（山本 隆俊） お諮りします。平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第2. 議案第24号

日程第3. 議案第26号

日程第4. 議案第27号

○議長（山本 隆俊） 日程第2、議案第24号高鍋町税条例の一部改正について、日程第3、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について及び日程第4、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

本3件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。

6月定例議会に総務環境常任委員会に付議されました議案第24号※高鍋町税条例等の一部改正について、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について審査を行った経過と結果の報告をいたします。

審査日時は、6月8日と9日の2日間、審査場所は第1委員会室で全員出席のもと、所管担当部署の説明で審査を行ったところです。また、東日本大震災に職員派遣が行われておりますが、被災地の様相などをお聞きしました。

それでは、議案第24号※高鍋町税条例等の一部改正についてです。税条例の一部改正の主なものは、東日本大震災の被災者が雑損控除を受けるときには、平成22年度所得分についても控除を認めるというもの。住宅ローンがある場合、残ったものが適用できるとするものです。

委員より、何年が適用できるのかとの質疑に、雑損控除については5年間ができるとの答弁がありました。

次に、議案第27号平成23年度一般会計補正予算（第1号）中関係部分について説明を受けました。町民生活課からはレジスターが平成14年に購入し、再三故障するため買いかえとのことでした。

委員より、大変高いと思うがとの問いに、見積もりではこの金額で、業者とは予算が通り次第交渉いたしますということでした。

また、唐木戸霊園の雑草刈り取りなどの手入れに関しては、例年牛牧地区の方をお願いをしていたところ、高齢化のためシルバー人材センターに見積もりをお願いしたところでの説明がありました。

委員より、高いような気がするがとの問いに、年3回の手入れをお願いしているとの答弁でした。

次に、税務課関係では、滞納分に対するタイヤロックする機材を3基購入し、収納に頑張りたいとの意欲が示されました。

次に、政策推進課関係では、今年度までの100%予算を有効に活用したいと考え、

※後段に訂正あり

サーフィン、コンサートなどを国の予算の100%予算を有効に活用したいと考え、サーフィン、コンサートなどを企画、レスキュー用の機材もそろえたいとのことでした。

また、緑の分権改革推進会議委員報酬では、農業大学校で太陽熱を利用したハウスの活用を具体化する方向で継続したいとの要望があり、委員会の運営に必要な報酬、また地域公共交通審議委員のことでは、町内を運行していた会社が倒産したことによる路線確保が必要なため、委員会を立ち上げたとの説明がありました。

緑の分権に関して、委員より、どのような実験をしていたのかとの質疑に、熱を利用して夏の冷房などを作動し、夏場のイチゴなどで付加価値をつけるような実証実験を計画しているとのことでした。

また、地域交通機関会議の問題については、路線確保することでどのようなメリットがあるのかとの質疑に、路線を確保することで新たな運輸会社などへの委託が容易にもなり、企業が倒産などの事態になっても変更が可能になるとの答弁がありました。

次に、総務課関係では、町制110周年記念では、西部航空方面音楽隊、社会福祉大会、宝くじ助成で行うわくわく劇場など、4つの計画で行うとのことでした。

また、災害対策として、電柱などへ標高、避難経路などを設置、またハザードマップについては全戸配布、標高マップ、ハザードマップについては全戸配布したけれどもまだ必要だとの要望から、増し刷りをするとのことでした。

委員より、電柱などの掲載については九州電力などとの協議は行ったのかとの問いに、もちろん協議を行い、無料で掲載できることになったとの答弁がありました。

また、調査箇所としてはありませんでしたが、災害派遣されていた職員が帰庁いたしましたので、山元町の実情及び仕事の内容について報告をお願いしたところ、快くお引き受けいただきお話をさせていただきました。

以上で、総務環境常任委員会を終了し、1議案ごと討論、まとめを行ったところです。

議案第24号高鍋町税条例の一部改正について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。（発言する者あり）

大変申しわけございません。議案第24号については高鍋町税条例の一部改正でございます。等を入れましたので省いていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第24号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分につい

て質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長に対する質疑は終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 13番。おはようございます。それでは、平成23年第2回高鍋町議会定例会産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成23年第2回定例議会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、議案第27号高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分の2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は6月8日から6月9日までの2日間、第3委員会室に産業建設常任委員会全員が出席し、今回の2件の案件に係る関係課長及び関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について説明を受けました。

委員から、地方自治法第222条の解釈の違いを総括質疑の答弁も含めた文書の提示と事業の要綱の資料が求められ、担当課より提示を受け、質疑を行いました。

委員より、総括質疑にもありました222条の解釈について質疑がありました。1つ目は、予算が計上されていないのに条例改正を提案するのはおかしいのではないか、2つ目は、負担金が確定してから条例を提案すべきではないのかとの内容の質問がありました。これに対し担当課より、現段階では予算が伴うこととなるものではないこと、本条例が歳入を規定するものであるので、歳入に関しては該当しないため、提案できるとの回答がありました。また、本条例の改正は、今後の土地改良法に基づく法的手段を進める上で必要な改正であるとの説明もありました。

委員より、農家負担が8.3%なら町の負担は10%で確定なのかとの質問に対し、担当課より、8.3%が最大値であるので、ここについては変動もあり得るとの回答がありました。その変動についてはどこで決まるのかとの質問に対し、土地改良区との協議が決まっていくとの回答がありました。

議会の決議後に、町長の裁量で土地改良区と協議して決定するという事は議会軽視ではないかとの意見も出されました。

また、改正案の第3条の条文中、範囲内という文言と町長が定めるという文言を削除できないのかとの質問に対し、担当課より、それはできないとの回答がありました。

審査を終了し、委員会全員で討論を行う中で、条文の改正について採決の意見が出され、採決を行った結果、条例の修正については反対多数で否決され、続いて本議案の採決を行った結果、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正に

については、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第27号高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について担当課より説明を受けました。

歳入については、県補助金の埋却地管理支援事業補助金と大規模担い手育成等コスト低減対策事業補助金で、合わせて707万7,000円、歳出については、歳入と同じ事業の補助金を支出するものと、県営事業同意取得事務補助金、県営事業推進補助金、合わせて207万2,000円、伐倒駆除松撤去作業委託料184万5,000円、地域活性化促進事業委託料135万2,000円の説明がありました。

委員より、県営事業推進補助金について県の補助はないのかとの質問があり、担当課より、補助を受けられるかもしれないので、受けられれば歳入として計上していきたいとの回答がありました。

同意取得に関しては、町はどれくらいまでかかわるのかとの質問に対し、現場説明会を開催することと、土地改良区については役員説明会を行うとの回答がありました。

以上、審査を終了し、まとめに入りました。議案第27号につきましては討論もなく、採決の結果、高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この問題は総括質疑でもございましたけれども、今詳細な報告があった中に、私ちょっと抜け落ちてるところが1つあるんじゃないかなと思うんです。というのは、反対者がいながら討論がなかったっていうところが非常に問題じゃないかなというのが一つなんです。

それと同時に、もう一つは、その反対をされる方のいわゆる地方自治法222条に関する問題で、やはり同時に予算を計上しなければならないという根拠ですね、それはどのように示されたんでしょうか。また、そのことについてどういう議論が交わされてきたのか。私はこういうふうな地方自治法222条に関しては、私自身はこういうふうな判断をしているんですね。あれは予算を出すべきものはすべて条例を提出しておかなければならない。だから、いつ予算を出すかは未確定であっても、いずれその予算を出さであろうということが予想されるときには、ちゃんと法的根拠に基づいてその地方自治法の中では規定をしてあると、条例をつくっておかなければならないというふうに私は思っているんですね。でも、その解釈がひょっとしたら違っているのかなというのが非常に気になる場所です。でも、私も聞いたんですけれども、私の解釈で間違っていないとは思っているんですけれども、でももし地方自治法の中で222条の中で、反対された方の意見が正しいとなれば、やは

り同時に予算を出していかなければならない。でもそうすると今度は条例はもうすごい件数があるわけですから、それについてすべて条例を今度から出すときには予算が伴わないといけないということになってくると、非常に物理的に難しいのかなというふうに私は思ってるんですけど、そういうお話し合いがどういうふうに出されたのかしら、私はそこが非常に気になる場所なんです。だから、222条の中でそれを解釈の違いということだけで片づけていくわけにはいかない。解釈の違いであってもそれが法律であれば、同時にやっぱり予算を出さなければならないという解釈が正しいのであれば、それは私の考え方を改めていかなければならないということになりますので、その辺がどういうふうな議論が交わされたのか、詳細な答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 今質問がありましたが、討論がされていなかったということがありましたけど、この議案第26号については、担当課より説明が終わった後も、その後5人で、委員全員5人で1時間以上討論をしております。その中で私たちが新人はこの条例についてはなかなかうまく説明はできないところもありますが、わからない点もいろいろありました。1時間以上討論した中で、またその中で県の市町村課にも問い合わせの電話をして聞いてもらったりするなど、この条例改正については物すごく時間をかけて討論はいたしております。やっぱりこの条例については予算を伴うものに関しては、これもいずれ予算を伴うということになると思います。しかし、現段階では先ほども報告の中にありましたように、現段階では予算を出すことがまだできない今状況にあると思うし、この条例を出してある程度のパーセントを決めておかないと、今後もう本年度中には同意取得に入るということでそういう活動をしていかななくちゃいけない。そのためにはこの条例を提出しておかないと、この事業が先に進まないという、そういう点もありますので、この222条にこの条例が該当するのかわからないのかということに関しては、5名の中でもはっきりとした結論という結論は出なかったと思います。そして採決の中で多数で決定したという次第でございます。私としてはそれしか説明がちょっとできません。済いません。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

○7番（中村 末子君） ちょっと議長、違う、質疑と内容がちょっと違う。というのは、ちょっと休憩してください。

○議長（山本 隆俊） ちょっと休憩します。

午前10時25分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 済いません、長く時間をとりました。ちょっとなかなかちょっと難しい内容で、私もうまく説明ができないかもしれませんが、結局分担金を決めるとなれば、分担金が決まれば当然町の持ち出しも決まってくるということで、そうなればこれは予算を計上しなければ本当はいけないのじゃないかということで、反対の意見はそういうので出ておりました。いろいろ県の市町村課にも問い合わせたりしてみましたけれど、県の市町村課の回答は、違法ではないであろうと、あとは議員さん方々の考え次第であるということが言われましたので、採決をとりまして賛成多数で一応可決したというような状況です。

済いません、以上でよろしいでしょうか。お願いいたします。（笑声）

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 5番。緒方直樹。おはようございます。平成23年第2回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第27号平成23年高鍋町一般会計予算書関係中1件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は6月9日の1日間。第4委員会室にて文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

また、調査においては9日に歴史総合資料館に行っております。

初めに教育総務課です。小中学校の教育振興費、備品購入費の図書合計100万円は寄附金であると説明を受け、委員より、図書だけでなく運動クラブやその他でも使い道があると思うがとの問いに、子供が喜んで手にとって読んでもらえるような図書を購入してほしいとの寄附者の強い意向があり計上しているとの答弁でありました。

次に、スクールアシスタント派遣委託事業は、いじめや不登校などの問題を解決するために、教職経験者に活動してもらおう事業との説明を受けております。

委員より、勤務形態はとの問いに、原則週3、半日4時間程度、学校の1室で生徒が抱える悩みや不安等のカウンセリングを行う。ただし、事案次第では直接家庭に赴くこともあるとの答弁でありました。

次に、健康福祉課です。自立支援システム改修委託は、法改正に係るシステムの改修であり、同行援護の創設、ケアホーム及びグループホームの家賃の助成等が主な改正の内容

との説明を受け、委員より、家賃の助成の内容はとの問いに、利用者1名につき月1万円を上限とするとの答弁であります。

次に、児童福祉総務費備品購入費の公用車についてであります。これは宮崎県安心子供基金特別対策事業の地域子育て創生事業を活用して軽車両を購入する予定であるということです。これはにっしん保育園に設置している高鍋町子育て支援センターの機能強化、車両配置による機動力向上のために町が購入し貸与する。また、貸与後の経費はセンターで賄うとの説明を受けております。

委員より、購入することによる効果はとの問いに、現在センターは待ち受けの態勢となっており、積極的に出ていく態勢ができていない現状があります。公用車を貸与することで町内の各保育園に赴き、その園の状況、問題等の把握や各専門機関との連絡調整、情報交換等を行うことができる。また、センター内にとどまらず、来所することができない人への家庭訪問も行う考えであるとの答弁を受けております。

次に、健康増進事業であります。40歳以上5歳刻みの人を対象に受診の促進を図るため、個別受診勧奨を行うための計上であります。対象者1,855人に対し、昨年度までの受診者を引き、約1割の受診者160人を見込んでおります。

最後に社会教育課です。歴史総合資料館修繕料は浄化槽処理水を流す排水管が破裂し漏水しているためとの説明を受けております。

委員より、排水管のどこが破損し漏れているのかとの問いに、破損箇所は不明であるが、漏水しているのは確実であり、このまま放置し仮に処理水が逆流すると、浄化槽が使用できなくなる可能性があるとの答弁でありました。

また、委員より、破損箇所だけを取りかえるのかとの問いに、破損箇所が不明であるので、すべてを掘り起こす必要がある。これを機に排水管すべてを取りかえたいとの答弁でありました。

次に、保健体育総務費、これは県大会、県外大会出場補助金は1名につき1万円を上限に、交通費、宿泊費に要した費用を補助するものであります。

以上、すべての質疑が終わり、議案第27号の関係部分について反対討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。1つは16、17ページの児童福祉総務費の子育て支援センターに車を貸与するという事で備品購入費が上げられているということの説明がありました。貸与した後の維持管理についてはどちらが費用を負担していくのかとか、そういう質疑は出なかった、具体的なものについては質疑がなされなかったのかお伺いしたいと思います。

それから、スクールアシスタントの派遣事業については、やはりスクールアシスタントが必要な生徒数ってというのは、いったい何人ぐらいかということの審査は行われなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 委員長。まず、備品購入費の公用車についてであります。これは説明のほうでも、今報告したところでもありましたけども、貸与後の経費はセンターで賄うというふうに説明を受けております。

スクールアシスタント派遣事業についてですが、現在何名というのは聞いておりませんが、実績ということで今現在そのように不安とか問題を抱えている人は、西中では3名までに抑えられているというふうにお話を聞いております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑は終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第24号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第24号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、これか

ら討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第25号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件は条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○条例審査特別委員会委員長（時任 伸一君） 17番。平成23年第2回定例会におきまして、議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、条例審査特別委員会が設けられまして、議長はオブザーバーとして、残り15人全員をもって構成する委員会で審査をいたしました。審査の結果を報告します。

3月8日、第3会議室において税務課の御出席、詳細説明を受けて審査いたしました。

説明の後に、挙手の質疑をお願いしましたが、どなたも質疑はございませんでした。本案は国保である国民健康保険税法の内容的な改正に伴うもので、条例それに従う高鍋町の町国民健康保険税条例は縛られておるわけでありまして。任されている部分でなく本筋の限度額の微増の改正であったということでありまして。

採決の結果、このときに私討論を抜かしてしまいまして、委員の皆様にご迷惑かけました。改めておわびを申し上げます。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、御報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。質疑については全議員構成の特別委員会でありまして省略いたします。

これから、討論、採決を行います。議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この案件は、収入の高い方へ応分の負担を求めるものではありませんけれども、国はみずからの国保政策を投げ捨てるようなものです。国民は負担にあえいでいます。大震災によって今度も新たな国債が増発され、その借金を返していく、そのために地方自治体へ多く

の負担を投げかけています。自治体に住む住民のほとんどの皆さんは、せつかく税金が昨年と同様、そうなると思っていただけれども、所得の高い方については、また新たな負担が強いられる。これではおかしいのではないかという意見がございます。

私もその意見に呼応して、本当に町の責任ではなく、国の責任で上がることについて、反対しなければならないことは、本当に断腸の思いです。しかし、皆さん理解をしていただきたいのです。国民健康保険税は上がってきています。応分の負担を求めるといいながら、相互扶助であるといいながら、そのことが非常に、高い所得層への負担を軽減するどころか、大変な迷惑を被っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。私はそのようなお話を聞く中で、この案件について本当は賛成をしていきたい、そう思う気持ちもありましたけれども、反対をしていかなければならないと思っております。

皆さんと一緒にあって、できるだけ国民健康保険税、安い保険税で高い医療水準を受けられる、確かに矛盾するようなお話ではあるとは思いますが、医療を受けない国民健康保険税を納め続けている人も本当にたくさんいらっしゃいます。その方々から不満の声が出ない、そのような引き上げを行わなければならないと国に提言を私にして、反対いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第25号高鍋町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 推薦第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、本議会推薦の農業委員を推薦するものであります。

お諮りします。推薦の方法につきましては、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、1番、水町茂議員の退場を求めます。

〔1番 水町 茂君退場〕

○議長（山本 隆俊） 議会推薦の農業委員会委員として、高鍋町大字北高鍋819番地、水町茂議員を推薦したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員として、水町茂議員を推薦することに決定いたしました。

ここで、1番、水町茂議員の入場を許可します。

〔1番 水町 茂君入場〕

日程第7. 発議第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、発議第3号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。10番、後藤隆夫議員。

○10番（後藤 隆夫君） 10番。発議第3号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充にかかわる意見書について、本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。提出者、後藤隆夫、賛成者、緒方直樹、津曲牧子、時任伸一、徳久信義、各議員であります。

提案理由を朗読して提案にかえさせていただきます。

30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充にかかわる意見書、一部割愛をさせていただきます。

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も、国会において成立をいたしました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。

今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保も明記をされました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要であります。

この将来を担う社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要であります。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成創出から、雇用、就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度、政府の

予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望をいたします。

記、1、きめ細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、家庭の所得の違いによって子供たちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、就学金制度について、貸与から給付方式に改善すること。

4、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保、充実すること。あわせて、日常化している超過勤務に対し、実効ある縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をいたします。

提出先は、総務大臣片山善博、財務大臣野田佳彦、文部科学大臣高木義明様であります。
平成23年6月13日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第9. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含む次期定例会にかかわる諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第10. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで、平成23年第2回高鍋町議会定例会を閉会します。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員